

四日市市告示第196号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、ふるさと応援寄附金の収納事務を次のとおり委託したので、同施行令158条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

四日市市長 森 智 広

- 1 収納事務の委託を受けた者  
名 称 株式会社トラストバンク  
所在地 東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
- 2 収納事務代行事業者に納付させる歳入の種類  
ふるさと応援寄附金
- 3 収納事務代行事業者に歳入を納付させる期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(財政経営部市民税課)